

9月議会では以下の3点について一般質問をいたしました

福沢清

### 1、暴力団排除条例の制定について

長野県段階では9月1日より暴力団排除条例が施行された。これにより①学校など教育施設から200m以内では暴力団事務所の建設ができなくなり、②お祭りへの暴力団の関与はダメ③飲食店の用心棒代の請求もダメとなるなど市民生活への暴力団の関与をなくすことが目的。飯田市において市街地で一時不穏な動きが見られたが、住民集会などによって現在動きは進んでいない。

県下では木曾地域で県と足並みをそろえる形でこの条例が発足し抑止効果を上げている。飯田市ではこれらを受けて、現在、同じ趣旨の条例制定を目指して市民の意見を聞く段階。今年12月議会に条例案を提出、来年4月に施行予定、市の事務事業への暴力団の関与をなくすなど県の条例を補完するものをめざしている。

### 2、災害弱者対策

高齢化社会が進む中、一人暮らしの高齢者が増えている。災害時に助け合いができるよう個人情報保護条例の改正が必要ではとの指摘に隣近所の普段のお付き合いの中でつながりが深まるようにしていくのが良いとの回答だった。自治会によっても様子が違うと思われるが、助け合いマップが有効に使われるために、今後保護条例の検討も含めて方法を考えていかなくてはいけないと感じた。

定住外国人についても言葉が不自由の点で要援護者となっている。避難所の周知など課題も多いのが現状。

### 3、菱田春草生誕地整備の市の支援について

菱田春草生誕地については、現在立札が立っているだけでその業績、知名度からすればさみしい限り。橋北まちづくり委員会では、3年ほど前から個々の整備について話し合いを続けて、橋北の総意として昨年、今年の市政懇談会で市長に思いをぶつけた。また昨年の地域を中心とした署名活動を経て、地権者との協議も進んで、生誕地整備を願う市民の会が立ち上がり、この9月からはいよいよ「生誕地を記念公園に」の運動が始まった。

市は「この場所は守り、残すべきとしながら、住民の運動が先行すべき」との立場でしたが、今後、市民の会とも十分協議していく。との見解。

この運動の成功と市の強力なバックアップを望みたい。